

福崎町公共工事等に関する暴力団排除措置要綱

平成 25 年 10 月 10 日告示第 137 号

改正 平成 26 年 3 月 13 日告示第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、福崎町暴力団排除条例（平成 25 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、福崎町が発注する公共工事等の契約について暴力団を利することとならないために講すべき措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (4) 暴力団等 暴力団又は暴力団員等をいう。
- (5) 公共工事等 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事の請負契約、測量・建設コンサルタント等の業務委託契約、物品の購入契約その他の調達契約のうち、福崎町が発注する調達契約をいう。

(契約の相手方としない者)

第 3 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者を契約（公共工事等の契約において、その契約の履行に伴い締結する下請契約を一次下請契約として、以下、下請契約が数次にわたるときは、その全ての下請契約を含む。）の相手方としないものとする。

- (1) 暴力団等
- (2) 第 5 条に規定する誓約書を提出しない者

(契約書の記載事項)

第 4 条 町長は、福崎町財務規則（昭和 58 年規則第 4 号）第 122 条第 1 項第 13 号に規定する必要な事項として、契約の相手方が第 7 条各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、契約を解除できることをその作成する契約書に記載するものとする。

(誓約書)

第 5 条 町長は、契約からの暴力団排除に向けた取組を実効あるものとするため、契約締結時までに契約（当該契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合（以下「第三者に行わせる場合」という。）を除く。）の相手方から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書（様式第 1 号又は様式第 3 号）を徴取するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 契約金額が 130 万円（変更契約が生じた場合にあっては、変更後の金額）以下の契約を締結するとき。

- (2) 国又は地方公共団体を相手方として契約を締結するとき。
 - (3) 町長が特に必要がないと認めるとき。
- 2 町長は、契約の相手方が第三者に行わせる場合においては、当該契約の受注者に対して、当該契約の締結時にその第三者（公共工事等の契約において、一次以下の全ての受注者を含む。）から誓約書（様式第2号）及び下請契約書を徴取して、その写しを速やかに提出させるものとする。ただし、契約金額（変更契約が生じた場合にあっては、変更後の金額、公共工事等に関する同一の契約に係る複数の下請契約を同一の当事者間で締結した場合にあっては、その合計金額）が130万円以下の契約をする場合は、この限りでない。
- 3 前2項による誓約書及び下請契約書の徴取は、契約の相手方に対して、入札公告、入札通知書等により義務付けるものとする。
- 4 町長は、契約の締結時に契約の相手方が第1項による誓約書の提出をしない場合においては、契約を締結しないものとする。
- 5 町長は、第1項及び第2項に定める契約金額以下に該当する場合であっても、必要と認めるときには誓約書及び下請契約書を徴取し、又は、その写しを提出させるものとする。

(相手方への要求)

- 第6条 町長は、契約の相手方が第三者に行わせる場合において、その第三者が暴力団等であるときは、相手方に対して、その第三者と契約しないよう、又はその第三者と締結している契約を解除するよう求めるものとする。
- 2 契約の相手方は、当該契約の履行にあたり、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求を受けたときは、町長に報告するとともに、福崎警察署長（以下「署長」という。）に届け出て捜査上必要な協力を行わなければならない。第三者に行わせる場合にあっては、その第三者が暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求を受けた場合も同様とする。

(契約の解除)

- 第7条 町長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。
- (1) 暴力団等であると判明したとき。
 - (2) 第三者に行わせる場合、その第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
 - (3) 前条第1項の求めに従わなかったとき。

(意見の聴取)

- 第8条 町長は、契約の相手方を決定し、又は契約の相手方が第三者に行わせる場合において、その相手方又はその第三者が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、これらの者が暴力団等に該当する者であるかどうかについて、署長の意見を聞くものとする。

(署長への届出等)

- 第9条 町長は、第6条第2項による報告を受けた場合には、署長に通知する等必要な措置

を講ずるものとする。

(署長との連携)

第10条 この要綱に定めるものほか、町が締結する契約について暴力団を利することとならないために必要な措置を講ずるに当たっては、署長と連携を図りながら行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月19日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による規定は、一般競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札告示を行うものについて、指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に指名するものについて及び随意契約にあっては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用する。

附 則（平成26年3月13日告示第20号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。